

労働安全衛生法と作業環境測定

労働安全衛生法（抜粋）

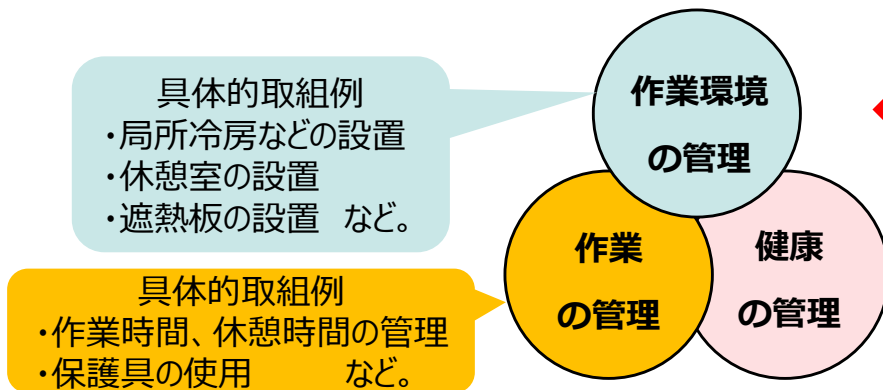
第1条（目的）この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

第3条（事業者の責務）事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

職場における労働者の健康の保持増進を図るためには、

- ① **作業環境を良好な状態に維持管理すること（作業環境の管理）**（第65条の2）
- ② 作業を適切に管理すること（作業の管理）（第65条の3）
- ③ 労働者の健康状態を的確に把握し必要な措置を講ずること（健康の管理）（第66条等）

が総合的に機能することが必要。



事業者がこの管理を行うための基礎情報として、

作業環境の測定

例) 暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場にあつては、
気温、湿度、ふく射熱の情報が最低限必要。

労働安全衛生に関する定期調査・測定における論点

1. 基準適合の確認を伴わない定期的な調査・測定を行わせている意義、性能規定化

作業環境に起因する労働者の健康障害を防止するために、作業環境中の有害要因への労働者のばく露を低く抑えることが重要である。そのためには、作業環境の有害要因の程度を測定して実態を正しく把握し、必要に応じ速やかに改善の措置をとり、良好な環境を保持しておく必要がある。

このように、作業環境の測定は、測定自体が目的ではなく、作業環境の維持管理に用いるためにある。なお、作業環境の測定結果及び対策は、当該事業場の統括管理者、労働者の代表、産業医等で構成される衛生委員会の調査審議にも用いられるものである。

2. 常時監視・測定等の技術中立性の確保

労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保するための最低限の措置を定めたものである。

デジタル化常時測定による測定と従来の測定の使いやすい方を選んで実施できるよう、測定で使用する機器等の考え方について通達発出する等の対応が可能。

3. 定期的な調査・測定の記録を、常時監視・測定によるデータ蓄積等に代替することの可否

作業環境測定の結果は、正確性、客観性、再現性等の観点から、いつ、だれが、どこで実施しても同じ測定結果が得られることが必要。

このため、測定方法の基準として作業環境測定基準を定めているところ。同等以上の精度のものであれば、当該基準と異なる方法等による測定を行うことを妨げるものではない。

また、測定頻度については「以内ごとに1回」と規定しており、これ以上の頻度で測定を行うことを妨げるものではない。

さらに、測定記録については、測定日時、測定結果等の必要事項を定めており、これを上回る頻度での記録や、求められる事項以外の事項を記録保存すること等を妨げるものではない。

労働安全衛生規則で定める暑熱作業場の温度等の作業環境測定

1. 法令名

- ・労働安全衛生法第65条第1項
- ・労働安全衛生規則第587条、第607条
- ・労働安全衛生法施行令第21条第2号
- ・作業環境測定基準第3条

2. 規制趣旨・背景

作業環境管理は、作業環境中の有害因子を減少させることによって、その場所で働く労働者が有害因子にばく露する機会を減少させることを目的とするものであり、作業管理、健康管理が有効に行われるようにするための基礎となるものである。この作業環境管理を的確に実施するためには、その前提として作業環境の状況を把握する必要がある。そのために実施するのが作業環境測定である。

労働安全衛生法令では、作業環境管理を実施する必要性が高い有害な業務を行う一定の作業場について、その実施を義務づけている。

作業環境測定結果は、作業場の実態を正確に反映したものであり、客観性があり、他の測定結果と比較しうるものでなければならない。このため、各有害因子ごとに最低限の測定基準が定められている。

3. 制度の概要

- ・事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場について、半月以内ごとに1回、定期的に、当該屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱を測定しなければならない。
- ・事業者は、測定を行ったときは、その都度、測定日時、測定条件、測定結果、測定結果に基づいて改善措置を講じたときは当該措置の概要等を記録して、3年間保存しなければならない。
- ・測定は、気温及び湿度にあつては0.5度目盛りのアスマン通風乾湿計又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと等、作業環境測定基準に基づき行なわなければならない。

4. 検査等の現場の実情

測定は事業者が行うものであり測定に特定の資格等を求めているものではなく、例えば事業場の衛生管理を担当する者等が実施している。

5. 現状のPHASE

1-①

6. PHASEを進めるための議題（論点）

機器を設置して常時測定する場合に、明示がされていない常時測定を行う場合の記録保存等作業の方法について通達発出等が必要となる。

7. めざすPHASE

2にすることが可能。本測定は人が作業を行う作業場での測定であるため、PHASE3の無人化まで必要となるものではないと考える。

事務所衛生基準規則で定める事務所の温度等の作業環境測定

1. 法令名

- ・労働安全衛生法第65条第1項
- ・労働安全衛生法施行令第21条第5号
- ・事務所衛生基準規則第7条
- ・作業環境測定基準第6条

2. 規制趣旨・背景

作業環境管理は、作業環境中の有害因子を減少させることによって、その場所で働く労働者が有害因子にばく露する機会を減少させることを目的とするものであり、作業管理、健康管理が有効に行われるようにするための基礎となるものである。この作業環境管理を的確に実施するためには、その前提として作業環境の状況を把握する必要がある。そのために実施するのが作業環境測定である。

労働安全衛生法令では、作業環境管理を実施する必要性が高い有害な業務を行う一定の作業場について、その実施を義務づけている。

作業環境測定結果は、作業場の実態を正確に反映したものであり、客観性があり、他の測定結果と比較しうるものでなければならない。このため、各有害因子ごとに最低限の測定基準が定められている。

3. 制度の概要

- ・事業者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室（事務所の用に供されるもの）について、二月以内ごとに1回、定期的に、室温及び外気温、相対湿度等を測定しなければならない。
- ・事業者は、測定を行ったときは、その都度、測定日時、測定条件、測定結果、測定結果に基づいて改善措置を講じたときは当該措置の概要等を記録して、3年間保存しなければならない。
- ・測定は、気温にあっては0.5度目盛りの温度計又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと等、作業環境測定基準に基づき行なわなければならない。

4. 検査等の現場の実情

測定は事業者が行うもので特定の資格等を求めているものではなく、例えば事業場から委任されたビルメンテナンス会社等が実施している。

5. 現状のPHASE

1-①

6. PHASEを進めるための議題（論点）

機器を設置して常時測定する場合に、明示がされていない常時測定を行う場合の記録保存等作業の方法について通達発出等が必要となる。

7. めざすPHASE

2にすることが可能。本測定は人が作業を行う作業場での測定であるため、PHASE3の無人化まで必要となるものではないと考える。